

平成27年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第1日（平成27年6月8日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸報告	4
日程第4 発委第1号 宇治田原町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて	6
日程第5 発委第2号 宇治田原町議会傍聴規則の全部を改正する規則を制定するについて	6
日程第6 発委第3号 宇治田原町議会委員会傍聴規則を制定するについて	6
日程第7 報告第1号 平成26年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について	8
日程第8 報告第2号 平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	8
日程第9 報告第3号 平成26年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について	8
日程第10 議案第48号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて	8
日程第11 議案第47号 平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）	8

平成27年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年6月8日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 発委第 1号 宇治田原町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 発委第 2号 宇治田原町議会傍聴規則の全部を改正する規則を制定するについて
- 日程第6 発委第 3号 宇治田原町議会委員会傍聴規則を制定するについて
- 日程第7 報告第 1号 平成26年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第 2号 平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第 3号 平成26年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第10 議案第48号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第11 議案第47号 平成27年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	稲石義一	議員
	2番	内田文夫	議員
	3番	山内実貴子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	青山美義	議員
	7番	垣内秋弘	議員

8番	奥村房雄	議員
9番	原田周一	議員
10番	上林昌三	議員
11番	谷口重和	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
理事兼総務課長	山下康之君
理事兼企画・ 財政課財政課長	小西基成君
理事兼福祉課長	大江輝博君
理事兼建設・ 環境課建設課長	光嶋隆君
総務課危機管理 担当課長	清水清君
企画・財政課企画課長	奥谷明君
会計管理者兼 税務・会計課長	馬場浩君
戸籍・保険課長	長谷川みどり君
健康長寿課長	黒川剛君
建設・環境課環境課長	三好茂一君
産業振興課長	木原浩一君
上下水道課長	野田泰生君
教育次長	谷村富啓君
教育課長	岩井直子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 久野村 観 光 君

庶 務 係 長 岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中 修） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、安本修君、8番、奥村房雄君を指名いたします。

以上の兩名に差し支えのある場合には、次の順序の議員をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（田中 修） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの16日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって会期は本日から6月23日までの16日間と決しました。

会期中の予定につきましては、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長（田中 修） 日程第3、諸報告を行います。

議長において受理いたしました陳情書1件は、お手元に配付のとおりでございます。各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお祈りを申し上げます。

これで諸報告を終わります。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

6月町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月に入り、本町も一番茶の収穫をほぼ終えられたところであり、田原川には、蛍が飛び交う季節を迎えておるところでございます。

議員各位におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のことと心よりお喜びを申し上げますとともに、平素から宇治田原町政推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、平成27年第2回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、公私ともお忙しいところ、ご参集いただき、ここに開会できますことを重ねて厚くお礼を申し上げます。

本町特産のお茶につきましては、ことしは、平均気温が年明けから平年並みに経過しましたが、3月下旬ごろに高温が続いたため、新芽の始動が始まり、京都府農林水産技術センター茶業研究所での平成27年の一番茶萌芽日は、前年度より4日早く、平年より2日早い4月3日となりました。その後も高温や好天に恵まれ、順調に摘採され、ほぼ一番茶の収穫が終えられたところでございます。

今年度は、第69回全国茶品評会が静岡県、第68回関西茶品評会が岐阜県で開催されるに当たり、茶生産者並びに茶摘みさんリーダー、各関係機関が一丸となって出品茶の生産に当たっていただき、大変すばらしい高品質のお茶が製造されたと聞いております。今後開催される各品評会におけます上位入賞が大いに期待される所であり、日本緑茶発生の地、宇治田原を広く全国に発信し、本町のPRができるものと考えております。

先週、近畿地方は梅雨入りとなりましたが、梅雨期は、梅雨明け後の盛夏期に必要な農業用の水等を蓄える重要な時期である一方、大雨による災害の発生しやすい時期でもございます。

去る6月2日に本町地域防災計画に基づき、災害による危険が予想される場所の防災パトロールを実施したところでございますが、住民の皆様方が安心して安全な生活を送れるよう、常に防災関係機関との連絡体制を確立し、また、議員の皆様方、住民の皆様方のご協力を得ながら、引き続き災害時における対応が円滑に行えるよう、対策に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

さて、近年の国内の景気状況は、全体としては緩やかな回復基調が続いていると言われておりますが、地方の隅々まで浸透しているとの実感は得られないのではないかと思います。住民に最も近い地方自治体としては、行政運営、また公営企業、税制改正など、それぞれの分野で課題が山積しており、しっかりとした取り組みが必要となっております。

す。その中でも、特に地方創生につきましては、現在、本町において積極的に取り組んでいるところでございますが、今後も京都府、近隣市町村との情報交換にも努めながら、本町に合った施策を進めてまいりたいと考えております。

この地方創生は、全国都道府県及び市町村が戦略を策定するものであり、人口の減少や人口構成の変化が進む中において、看過することのできない機会であります。本町といたしましても、各部門が一体となって地域の特徴を見出し、魅力あるまちづくりにつなげていくことが重要であると考え、皆様方のご意見を傾聴しつつ、しっかりとした戦略策定及び事業の執行に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

今議会にご提案させていただきます議案は、平成27年度一般会計補正予算（第2号）を初め、予算議案1件、条例議案1件、報告3件の合計5件でございます。

それぞれの議案内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願い申し上げます。

◎発委第1号～発委第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第4から日程第6、発委第1号、宇治田原町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて及び発委第2号、宇治田原町議会傍聴規則の全部を改正する規則を制定するについて並びに発委第3号、宇治田原町議会委員会傍聴規則を制定するについてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。稲石義一君。

○議会運営委員会委員長（稲石義一） それでは、ただいま議題となりました発委第1号、宇治田原町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについての提案説明を申し上げます。

議会基本条例に定めるところの、住民に開かれた信頼される議会の実現を目指し、委員会傍聴に関する事項について、所要の改正を行うものであります。

また、発委第2号、宇治田原町議会傍聴規則の全部を改正する規則を制定するについても、議会基本条例の趣旨に基づき、住民に開かれた議会を目指し、公正性、透明性の確保に努め、誰もが傍聴しやすい環境を整備するため、現行の規則を全面的に見直すものであります。

主な改正といたしましては、傍聴手続として、住所・氏名・年齢の記載が必要であったものを不要とし、傍聴券の発行を受けることで可能としたこと、また、写真等の撮影

及び録音に関しても自由としたことなどが主なものであります。

最後に発委第3号、宇治田原町議会委員会傍聴規則におきましては、これも住民に開かれた信頼される議会の実現を目指し、従来、規定されていなかった委員会において、傍聴に関する事項を明確にするために、新たに制定するものであります。

この趣旨を十分ご理解いただきまして、議員諸公のご賛同をよろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（田中 修） 説明が終わりましたので、日程第4、発委第1号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、日程第5、発委第2号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、日程第6、発委第3号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎報告第1号～報告第3号の一括上程、説明

○議長(田中 修) 日程第7から日程第9までは、いずれも報告でございます。会議規則第37条により、一括して報告を求めます。町長。

○町長(西谷信夫) それでは、報告第1号から報告第3号につきましてご説明申し上げます。

報告第1号、平成26年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成26年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)及び(第6号)で繰越明許費の設定を行いました主要町道新設改良事業を初めとする道路関係事業、また、地方創生関係事業等に係る繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第2号、平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)で繰越明許費の設定を行いました公共下水道に係る管渠整備事業、処理場整備事業の繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第3号、平成26年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、公共下水道事業の繰り越しに伴い、水道管移設工事等の工期を延長したことなどにより、事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

○議長(田中 修) これにて町長からの報告を終わります。

◎議案第48号及び議案第47号の一括上程、説明、質疑

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第10及び日程第11、議案第48号及び議案第47号の2議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第48号及び議案第47号の2議案につきましてご説明申し上げます。

議案第48号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方税法の一部改正等に伴い、改正法等に合わせて本条例について所要の改正を行うものでございます。

主要な改正内容は、軽自動車税のグリーン化特例の導入や、たばこ税の特例税率の廃止などを行うものでございます。

続きまして、議案第47号、平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）につきましては、京都府の制度拡充に伴う子育て支援医療支給事業費を初め、町道8の21号線路肩復旧工事に係る町道新設改良事業費を追加するなど、早期に対応が必要な事業を中心に補正するものであり、補正額は1,997万7,000円の追加となり、補正後の予算総額を43億315万4,000円とするものでございます。

まず、第1表、歳入歳出予算補正につきましてご説明申し上げます。

歳入につきましては、町税において、固定資産税426万2,000円を追加するとともに、府支出金では、子育て支援医療費助成補助金50万円、寄附金では、教育寄附金など101万5,000円、町債では、道路橋梁改良舗装事業債1,420万円をそれぞれ追加しています。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

総務費では、ふるさと応援基金積み立て1万5,000円、育英事業基金積み立て100万円を追加するほか、バス停の整備を図る経費として、バス停機能充実事業費81万円を追加しております。

民生費では、京都府において、子育て支援医療制度が拡充されることに伴う子育て支援医療費支給事業費227万6,000円を追加しております。

土木費では、町道8の21号線の路肩復旧に係る経費として、町道新設改良事業費1,587万6,000円を追加しております。

次に、第2表、地方債補正につきましては、道路橋梁改良舗装事業債につきまして、町道8の21号線路肩復旧工事を実施するに当たり、地方債を活用するため、規定の限度額を増額するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第48号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第48号に対する質疑を終わります。

議案第47号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第47号に対する質疑を終わります。

以上で、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号は総務産業常任委員会に、議案第47号は補正予算特別委員会にそれぞれ付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり2議案については、総務産業常任委員会及び補正予算特別委員会に付託することに決定いたします。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。本日はこれで散会いたします。

次回は6月11日午前10時より会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日付託いたしました議案につきましては、それぞれの所管において十分な審査をお願いいたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午前10時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 安 本 修

署 名 議 員 奥 村 房 雄